

【 資 料 編 】

【資料1】	市が実施している補助事業等	．．．．．	1
【資料2】	戦後に発生した大規模地震と耐震基準の改正の経緯	．．	4
【資料3】	地震時に通行を確保すべき道路 路線一覧・路線図	．．	5

(令和8年4月1日時点)

【資料1】 市が実施している補助事業等

本市では、住宅・建築物の耐震診断や耐震補強等にかかる補助事業等により耐震化への支援を行っており、今後も、これらの支援を継続するとともに、国の動向等を踏まえ、「社会資本整備総合交付金」等の国の補助事業を活用して、必要に応じ支援制度を拡充し、政策的に住宅・建築物の耐震化を推進します。

耐震診断・耐震改修等の支援制度

事業名	概要	主な補助要件等	
木造住宅耐震診断事業	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅について、耐震診断士を派遣し調査を行い、診断結果と工事概算費用等の情報を提供するもの	対象	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（丸太組み工法・プレハブ工法等は除く）
		費用	無料
木造住宅耐震補強計画事業	木造住宅耐震診断事業等による耐震診断の結果、総合評点0.7未満「倒壊する可能性が高い」と診断された木造住宅の耐震補強計画に要する費用の一部を助成するもの	対象	耐震補強計画者（三重県木造住宅耐震診断講習等の受講修了者で、建築士事務所登録をした建築士事務所に所属する建築士）が、三重県木造住宅耐震診断マニュアル等に基づき診断時の総合評点を1.0以上に向上させたもので、複数の耐震補強計画者による判定を受けた耐震補強計画
		助成額	全額補助（上限 一般診断法18万円、精密診断法34万円）
木造住宅耐震補強工事等事業	木造住宅耐震診断事業等による耐震診断の結果、総合評点0.7未満「倒壊する可能性が高い」と診断された木造住宅の耐震補強工事又は除却工事に要する費用の一部を助成するもの	対象	<p>(1) 耐震補強工事 木造住宅耐震補強計画事業等による耐震補強計画に基づき診断時の総合評点を1.0以上に向上させたもので、三重県木造住宅耐震診断講習等の受講修了者が、耐震補強計画に基づき工事が完成したことを確認したもの</p> <p>(2) 除却工事 総合評点0.7未満と診断されたものを取り壊すもの</p>
		助成額	<p>(1) 耐震補強工事（次の①、②のいずれかを助成）</p> <p>①平成29年度以前に作成した耐震補強計画に基づくもの全額補助（上限あり）に費用の一部（上限あり）を加算 ※申請期間の要件に該当するものに限る。</p> <p>②平成30年度以降に作成した耐震補強計画に基づくもの全額補助（上限あり）に費用の一部（上限あり）を加算 ※申請期間の要件に該当するものに限る。 ※耐震補強工事と同時に施工する所定のリフォーム工事は費用の一部（上限あり）を加算</p> <p>(2) 除却工事 費用の一部（上限あり） （申請期間の要件に該当するもの 上限あり） ※【申請期間の要件】 4月1日から翌年1月31日までに交付申請を行い、2月15日までに事業完了報告をしたもの</p>

事業名	概要	主な補助要件等	
民間建築物耐震診断事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された民間建築物の耐震診断(耐震補強計画を含む)に要する費用の一部を助成するもの	対象	次のいずれかに該当するもの ①居住の用に供する建築物で、木造住宅耐震診断事業に該当しないもの ②多数の人が利用する建築物等耐震化を図ることによって公共の防災に資する建築物 ※建築士事務所登録をした建築士事務所所属する建築士が診断し、学識経験者を含む耐震判定会の判定を受けたものに限る。
		助成額	費用の 2/3 (上限 40 万円)
ブロック塀等除却工事事業	ブロック塀等の所有者に、ブロック塀等の除却に要する費用の一部を助成するもの	対象	次の全てに該当するもの ①公道に面するもの ②道路面からの高さが 1m を超えるもの ※擁壁上に積まれているものは、擁壁も含めた道路面からの高さが 1m を超えるもので、この場合、ブロック塀等のみを対象
		助成額	道路からの見付面積 1㎡当たり 4500 円を除却費として、その 1/2 (上限 10 万円)
避難路沿道建築物耐震対策支援事業	耐震診断義務化対象路線の沿道の通行障害既存耐震不適格建築物で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した建築物に対する補強設計及び耐震改修に要する費用の一部を助成するもの	対象	避難路(三重県建築物耐震改修促進計画に記載された第 1 次緊急輸送道路)沿いに建っている以下の要件を満たす建築物 ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した建築物 ・倒壊時に避難路の半分を閉塞するおそれのある建築物 (1) 補強設計 ①耐震補強設計による補強計画作成に要する費用 ②第三者機関による耐震判定に係る費用 (2) 耐震改修 ①耐震改修工事又は除却を含む建替えに要する費用
		助成額	(1) 補強設計 国 1/2、県 1/6、市町 1/6、事業者 1/6 補助対象費用の 5/6 以内(延べ面積に応じた上限あり) ※第三者機関による耐震判定費用等は別途加算(上限あり) (2) 耐震改修 国 2/5、県 1/6、市町 1/6、業者 4/15 補助対象費用の 11/15 内(延べ面積に応じた上限あり)

事業名	概要	主な補助要件等	
木造住宅耐震シェルター設置事業	対象となる耐震シェルターの購入、設置及び輸送に要する経費の一部を助成するもの。	対象	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>①耐震診断により、総合評点が 0.7 未満と診断された住宅</p> <p>②過去に木造住宅耐震シェルター設置事業補助金、木造住宅耐震補強計画事業補助金及び木造住宅耐震補強工事等事業補助金の交付を受けていない住宅</p> <p>③階数が 3 階以下で、耐震シェルターを 1 階に設置する</p> <p>④耐震シェルターの設置に関し、所有者の同意が得られている</p> <p>※集合住宅は、対象外</p> <p>※対象となる耐震シェルター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県型「耐震シェルター」の仕様基準を満たしている ・他の自治体において一定の基準を設けて認定している ・公的な機関における試験により、現在補助対象としている耐震シェルターと同等以上の性能を有するもの（ただし、製品化されたもの）
		助成額	費用の 1/2（上限 30 万円）
災害時要援護者宅家具固定事業	災害時要配慮者宅へ家具転倒防止施工者を派遣し、家具の固定を行う。	対象	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>①65 歳以上の高齢者のみの世帯に属している者</p> <p>②身体障害者手帳（1～3 級）の交付を受けている者</p> <p>③療育手帳 A の交付を受けている者</p> <p>④精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている者</p> <p>⑤要介護認定 3 以上の者</p> <p>⑥その他、市長が特に必要と認めるもの</p>
		費用	無料

【資料2】 戦後に発生した大規模地震と耐震基準の改正の経緯

発生年月日	名称	マグニチュード	震度	被害(人・棟)
S21. 12. 21	南海地震	8.0	5	死者1,330、家屋全壊11,591、半壊23,487、流失1,451、焼失2,598
S23. 6. 28	福井地震	7.1	6	死者3,769、家屋全壊36,184、半壊11,816、焼失3,851
S25. 11. 23	建築基準法の制定			
S27. 3. 4	十勝沖地震	8.2	5	死者・行方不明33、家屋全壊815、半壊1,324、流失91
S37. 4. 30	宮城県北部地震	6.5	4	死者3、住家全壊340、半壊1,114
S39. 6. 16	新潟地震	7.5	5	死者26、住家全壊1,960、半壊6,640、浸水15,298
S43. 5. 16	十勝沖地震	7.9	5	死者52、建物全壊673、半壊3,004
S46. 6. 17	建築基準法施行令改正：鉄筋コンクリート造の柱のせん断補強強化、一体の鉄筋コンクリート基礎等			
S49. 5. 9	伊豆半島沖地震	6.9	5	死者30、家屋全壊134、半壊240、焼失5
S53. 1. 14	伊豆大島近海地震	7.0	5	死者25、家屋全壊96、半壊616
S53. 6. 12	宮城県沖地震	7.4	5	死者28、住家全壊1,183、半壊5,574
S56. 6. 1	建築基準法施行令改正(新耐震基準)：木造の基礎の緊結、壁量計算の見直し、構造計算へのじん性の導入等			
S58. 5. 26	日本海中部地震	7.7	5	死者104、建物全壊934、半壊2,115、流失52、一部損壊3,258
S59. 9. 14	長野県西部地震	6.8	4	死者29、建物全壊・流失14、半壊73、一部損壊565
S62. 12. 17	千葉県東方沖地震	6.7	5	死者2、建物全壊10、一部破損60,000余
H5. 1. 15	釧路沖地震	7.8	6	死者2、住家全壊12、半壊73、一部破損3,389
H5. 7. 12	北海道南西沖地震	7.8	6	死者・行方不明者230、住家全壊601、半壊408、一部破損5,490、建物火災192
H6. 10. 4	北海道東方沖地震	8.1	6	住家全壊61、半壊348、一部破損7,095、浸水184
H6. 12. 28	三陸はるか沖地震	7.5	6	死者3、住家全壊72、半壊429、一部破損9,021
H7. 1. 17	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.2	7	死者・行方不明者6,437、住家全壊104,906、半壊144,274、一部破損263,702、全焼6,982、半焼89
H7. 12. 25	建築物の耐震改修の促進に関する法律の制定：特定建築物の所有者への耐震診断・耐震改修の努力義務、耐震改修計画の認定による建築基準法の特例、耐震診断・耐震改修技術指針の国による提示等			
H12. 6. 1	建築基準法・建築基準法施行令改正・・・構造計算法として、限界耐力計算法の導入等			
H12. 10. 6	鳥取県西部地震	7.3	6強	住家全壊431、半壊3,068、一部破損17,296
H13. 3. 24	芸予地震	6.7	5強	死者2、住家全壊69、半壊558、一部破損41,392
H15. 5. 26	宮城県沖の地震	7.0	6弱	住家全壊2、半壊21、一部破損2,404
H15. 7. 26	宮城県北部の地震	6.2	6強	住家全壊1、247、半壊3,698、一部破損10,975
H15. 9. 26	十勝沖地震	8.0	6弱	住家全壊104、半壊345、一部破損1,560
H16. 10. 23	新潟県中越地震	6.8	7	死者51、住家全壊3,185、半壊13,715、一部破損104,560、建物火災9
H17. 3. 20	福岡県西方沖地震	7	6強	死者1、住家全壊133、半壊244、一部破損8,620
H17. 7. 23	千葉県北西部地震	6	5強	エレベーター閉じ込め78
H17. 8. 16	宮城県沖の地震	7.2	6弱	全壊1
H18. 1. 26	建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正：計画的な耐震化の推進、建築物に対する指導等の強化、支援措置の拡充等			
H19. 3. 25	能登半島地震	6.9	5弱	死者1、住家全壊686、半壊1,740
H19. 7. 16	新潟県中越沖地震	6.8	6強	死者15、住家全壊1,331、半壊5,710、一部損壊37,633
H20. 6. 14	岩手・宮城内陸地震	7.2	6強	死者17、行方不明6、住家全壊30、半壊146
H20. 7. 24	岩手県沿岸北部の地震	6.8	6弱	死者1、住家全壊1、半壊146
H21. 8. 11	駿河湾の地震	6.5	6弱	死者1、住家半壊6、一部損壊8,672
H23. 3. 11	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	9.0	7	死者19,074、行方不明2,633、住家全壊127,361、半壊273,268、一部損壊762,277
H23. 3. 12	長野県・新潟県境の地震	6.7	6強	死者3、住家全壊73、半壊427
H23. 3. 15	静岡県東部の地震	6.7	6強	住家半壊103、一部損壊984
H23. 6. 30	長野県中部の地震	5.4	5強	死者1、半壊24、一部損壊6,117
H24. 3. 14	千葉県東方沖の地震	6.1	5強	死者1、一部損壊3
H24. 12. 7	三陸沖の地震	7.3	5弱	死者1、一部損壊1
H25. 4. 13	淡路島付近の地震	6.3	6弱	住家全壊8、半壊101、一部損壊8,305
H25. 11. 25	建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正：一定規模の建築物の耐震診断結果報告の義務化、認定制度の拡大			
H28. 4. 14	熊本地震	6.5	7	死者273、負傷者2,809、住家全壊8,667、住家半壊34,719、住家一部破損162,500
H28. 4. 16		7.3	7	
H28. 10. 21	鳥取県中部の地震	6.6	6弱	負傷者32、住家全壊18、住家半壊312、住家一部破損15,095
H30. 4. 9	島根県西部の地震	6.1	5強	負傷者9、住家全壊16、住家半壊58、住家一部破損556
H30. 6. 18	大阪府北部の地震	6.1	6弱	死者6、負傷者462、住家全壊21、住家半壊483、住家一部破損61,266
H30. 9. 6	北海道胆振東部地震	6.7	7	死者43、負傷者782、住家全壊469、住家半壊1,660、住家一部破損13,849
H31. 1. 1	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の改正：通行障害建築物への組積造の塀の追加			
R1. 6. 18	山形県沖の地震	6.7	6強	負傷者43、住家半壊35、住家一部破損1,619
R3. 2. 13	福島県沖の地震	7.3	6強	死者1、負傷者187、住家全壊69、住家半壊729、住家一部破損19,758
R4. 3. 16	福島県沖の地震	7.4	6強	死者4、負傷者247、住家全壊217、住家半壊4,556、住家一部破損52,162
R4. 6. 19	石川県能登地方の地震	5.4	6弱	負傷者7、住家一部破損62
R5. 5. 5	石川県能登半島沖の地震	6.5	6強	死者1、負傷者52、住家全壊40、住家半壊313、住家一部破損3,073
R6. 1. 1	石川県(能登半島地震)	7.6	7	死者515、負傷者1,394、住家全壊6,461、住家半壊23,336、住家一部破損125,929
R6. 4. 17	豊後水道の地震	6.6	6弱	負傷者16、住家一部破損10
R6. 8. 8	日向灘の地震	7.1	6弱	負傷者16、住家全壊1、住家半壊1、住家一部破損81

【資料3】 地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）路線一覧

機能区分	番号	路線名	路線延長 (km)	区間	
				起点	終点（経由地）
第1次緊急輸送道路	1	東名阪自動車道	5.8	四日市市境	亀山市境
	2	新名神高速道路	5.8	四日市市境	亀山市境
	3	一般国道1号	9.1	四日市市境	亀山市境
	4	一般国道23号	12.1	四日市市境	津市境 (桜の森公園・鈴鹿警察署)
	5	県道 四日市鈴鹿環状線	1.9	北玉垣町交差点	鈴鹿市役所
	6	県道 鈴鹿環状線	5.7	裁判所前交差点	汲川原橋南詰交差点 (鈴鹿市消防本部)
	7	市道 飯野十宮線 市道 西条227号線	0.5	西条六丁目交差点	三重県 鈴鹿庁舎
	8	県道 神戸長沢線 県道 三行庄野線	7.9	鈴鹿インター入口交差点	汲川原橋南詰交差点
	9	一般国道23号 (中勢バイパス)	8.7	津市市境	北玉垣町交差点
第2次緊急輸送道路	10	県道 鈴鹿宮妻峡線 市道 石薬師126号線 市道 石薬師187号線 市道 石薬師131号線	0.7	石薬師町交差点	三重県消防学校
	11	県道 上野鈴鹿線 市道 安塚地子町線 市道 安塚288号線 市道 安塚291号線	1.3	商工会議所東交差点	鈴鹿中央総合病院
	12	市道 加佐登鼓ヶ浦線	3.4	稻生町西交差点	寺家五丁目交差点 (鈴鹿市御座池公園)
	13	市道 御菌149号線 市道 御菌161号線 市道 御菌159号線 市道 御菌160号線	4.4	徳田町北交差点	県営鈴鹿スポーツガーデン
	14	県道 亀山鈴鹿線	0.6	亀山市市境	鈴鹿回生病院
第3次緊急輸送道路	15	一般国道306号線 県道 神戸長沢線	3.3	四日市市境	鈴鹿インター入口交差点
	16	県道 神戸長沢線 市道 庄野42号線 市道 庄野35号線 市道 庄野橋庄野共進線 県道 三行庄野線 市道 加佐登鼓ヶ浦線	6.9	上野町交差点	稻生町西交差点 (鈴鹿市河川防災センター・ 庄野送水場・三重県鈴鹿青少年センター・ 鈴鹿青少年の森・住吉配水池・鈴鹿サーキット駐車場)
	17	市道 桜ヶ丘江島線 市道 中江島町612号線 市道 白子桜ヶ丘線	1.1	体育館前交差点	近鉄白子駅

第1次緊急輸送道路：隣接府県、県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

第2次緊急輸送道路：第1次緊急輸送道路と市役所、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅港湾、ヘリポート、災害医療拠点等）を連絡する道路

第3次緊急輸送道路：第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路

地震時に通行を確保すべき道路（災害ネットワーク道路）路線一覧

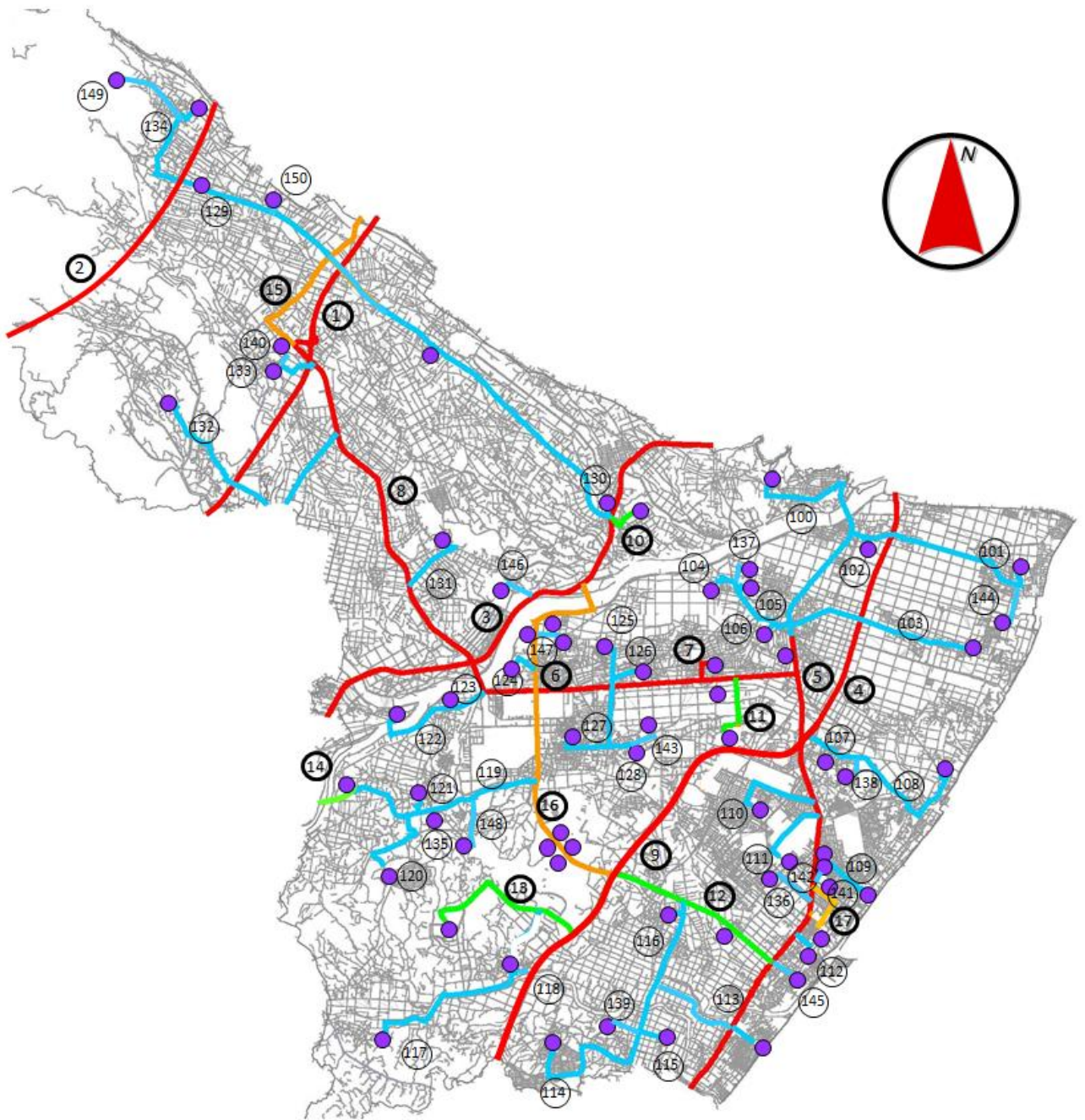
番号	路線名	路線延長 (km)	区間	
			起点	終点（経由地）
100	県道 四日市鈴鹿線 市道 高岡台四丁目 405 号線 市道 高岡采女線 市道 国分 316 号線	5.1	鈴鹿市役所前交差点	高岡配水池
101	県道 鈴鹿港線 県道 四日市楠鈴鹿線	3.6	一ノ宮町西交差点	長太小学校
102	市道 一ノ宮 88 号線	0.1	一ノ宮小学校入口交差点	一ノ宮小学校
103	市道 神戸肥田線 市道 須賀一丁目 286 号線 県道 南堀江須賀線	3.3	神戸九丁目交差点	箕田小学校
104	市道 神戸肥田線 市道 神戸八丁目 41 号線 県道 四日市鈴鹿環状線 市道 河田 353 号線 市道 甲斐 354 号線	1.8	神戸九丁目交差点	河田送水場
105	市道 十宮 161 号線	0.2	河曲小学校前交差点	河曲小学校
106	県道 四日市鈴鹿環状線	0.1	神戸八丁目交差点	神戸小学校
107	市道 玉垣若松線 市道 柳江島線	0.5	北玉垣町北交差点	玉垣小学校
108	市道 玉垣若松線 県道 四日市楠鈴鹿線 県道 千代崎港線 市道 若松中一丁目 81 号線	3.4	玉垣小学校北交差点	若松小学校
109	市道 江島 414 号線 県道 四日市楠鈴鹿線	1.1	江島台二交差点	愛宕小学校
110	市道 末広千代崎線 県道 上野鈴鹿線 市道 桜島町四丁目 372 号線 市道 桜島町四丁目 366 号線	1.7	南玉垣町交差点	桜島小学校
111	市道 南玉垣東旭が丘線 市道 東旭が丘五丁目 76 号線	1.2	国道 23 号線南玉垣町地内	旭が丘小学校
112	県道 四日市楠鈴鹿線	0.4	白子三丁目交差点	白子小学校
113	市道 寺家磯山線 市道 寺家一丁目 498 号線	0.5	磯山四交差点	鼓ヶ浦小学校
114	県道 上野鈴鹿線 県道 鈴鹿環状線 市道 秋永中瀬古郡山線 市道 里中西高山線 市道 郡山 367 線	5.8	稻生四丁目交差点	郡山小学校
115	県道 鈴鹿環状線 市道 栄天名線	2.9	磯山四交差点	栄小学校
116	市道 稻生三丁目 331 号線	0.2	塩屋口交差点	稻生小学校
117	県道 三行庄野線 県道 鈴鹿環状線 県道 鈴鹿芸濃線 市道 三宅 181 号線	3.4	御園町東交差点	合川小学校
118	市道 御園 162 号線	0.1	御園町地内	天名小学校
119	県道 亀山鈴鹿線	3.7	住吉三丁目 3 交差点	鈴鹿回生病院
120	市道 国府 182 号線 市道 国府 509 号線 市道 関亀山鈴鹿線 市道 長法寺西ノ城戸	1.6	三宅神社南交差点	国府配水池

番号	路線名	路線 延長 (k m)	区間	
			起点	終点 (経由地)
121	市道 国府 130 号線 県道 鈴鹿環状線 市道 国府 85 号線	0.4	国府町地内	国府小学校
122	県道 鈴鹿環状線 市道 和泉 69 号線 市道 和泉 34 号線	2.5	汲川原橋南詰交差点	井田川小学校
123	市道 平野 8 号線	0.2	平野町地内	平野送水場
124	市道 庄野東三丁目 33 号線 市道 庄野東二丁目 76 号線	0.5	庄野東一丁目交差点	庄野小学校
125	市道 甲斐道伯線 市道 甲斐 31 号線	0.8	算所三丁目 1 交差点	牧田小学校
126	市道 算所三丁目 190 号線 市道 算所五丁目 288 号線	0.5	算所郵便局前	清和小学校
127	市道 甲斐道伯線 市道 道伯三丁目 269 号線 市道 住吉一丁目 266 号線 市道 大池二丁目 212 号線	2.2	算所三丁目 1 交差点	明生小学校
128	市道 西条道伯線	0.4	道伯 5 交差点	飯野小学校
129	県道 鈴鹿宮妻峽線 市道 花川西能褒野線 市道 山本 148 号線 市道 山本中辻 1 号線 市道 山本 56 号線	10.2	石薬師町交差点	椿小学校 (鈴西小学校)
130	市道 石薬師 68 号線	0.1	石薬師小学校南交差点	石薬師小学校
131	県道 辺法寺加佐登停車場線 市道 高塚 28 号線	1.3	津賀町西交差点	加佐登小学校
132	市道 花川東庄内線 県道 西庄内高塚線 市道 東庄内 77 号線 市道 東庄内 66 号線	4.7	伊船町東交差点	庄内小学校
133	市道 長澤 95 号線 市道 伊船 112 号線	0.7	長澤町東交差点	深伊沢小学校
134	市道 山本 56 号線 市道 大久保 169 号線 市道 大久保 75 号線	2.2	椿小学校前交差点	大久保第 1 配水池
135	市道 国府 555 号線	0.1	平田野中学校前交差点	平田野中学校
136	県道 龜山鈴鹿線	0.9	白子町交差点	白子中学校
137	県道 四日市鈴鹿環状線 市道 十宮 351 号線	0.4	河曲小学校西方交差点	神戸中学校
138	市道 東玉垣 585 号線 市道 東玉垣 167 号線	0.3	東玉垣町地内	千代崎中学校
139	市道 栄天名線 市道 秋永郡山線	0.7	栄小学校西方交差点	天栄中学校
140	市道 長澤 84 号線 市道 長澤 78 号線	0.3	長澤町地内	鈴峰中学校
141	市道 江島台二丁目 307 号線	0.1	江島台二丁目地内	AGF 鈴鹿体育館
142	市道 江島台二丁目 307 号線 市道 江島台二丁目 553 号線	0.3	AGF 鈴鹿体育館	市立武道館
143	市道 西条道伯線	0.3	飯野小学校	創徳中学校
144	県道 四日市楠鈴鹿線 市道 下箕田四丁目 219 号線	1.1	長太旭町四丁目交差点	大木中学校
145	市道 寺家五丁目 660 号線 市道 栗真後川線 市道 白子二丁目 418 号線	0.7	寺家五交差点	鼓ヶ浦中学校

番号	路線名	路線 延長 (km)	区間	
			起点	終点(経由地)
146	市道 加佐登一丁目 318 号線 市道 加佐登一丁目 205 号線 市道 加佐登三丁目 201 号線 市道 加佐登二丁目 204 号線	1.0	加佐登町交差点	白鳥中学校
147	市道 庄野 37 号線 市道 弓削 2 号線 市道 平田本町一丁目 356 号線 市道 平田本町一丁目 9 号線	0.9	庄野町地内	平田送水場
148	市道 国府 526 号線	0.8	石丸南交差点	国府第 2 配水池
149	市道 大久保 6 号線 市道 大久保 7 号線 市道 大久保 162 号線	1.4	大久保町地内	大久保第 2 配水池
150	市道 椿一宮 128 号線 市道 山本 156 号線	0.3	椿一宮町地内	椿一宮配水池

災害ネットワーク道路：第 1 次、第 2 次、第 3 次緊急輸送道路と「鈴鹿市地域防災計画」に定められた基幹収容避難所、災害時給水拠点（緊急取水拠点施設）、物資拠点等をつなぐ避難・緊急輸送上重要な道路

緊急輸送道路・災害ネットワーク道路 路線図



凡例		
	名称	番号
■	第1次緊急輸送道路	1～9
■	第2次緊急輸送道路	10～14
■	第3次緊急輸送道路	15～17
■	災害ネットワーク道路	100～150
●	防災拠点	